

内部仕分け調書

整理番号	予算事項名	根拠法令	配置職員数(人)			目的	必要性	内容	事業の成果	H24予算額(千円)	評価
			職員	嘱託	臨時						
1	環境保全啓発推進費	あり	0.4	0.0	0.0	地域における快適な生活環境や良好な都市環境の形成を図るためには、環境そのものを総合的に捉え、日常生活や事業活動から生ずる環境への負荷が少ない社会を築いていく必要があることから、多様な媒体・機会提供により、広く市民に対し、適切な環境保全意識の啓発を図り、自ら行動する態度の育成を進める。	市民一人ひとりの環境保全意識を醸成するため、函館市環境基本条例および函館市環境基本計画[第2次計画]に基づき、各世代に対する啓発事業を継続的に実施する必要がある。	・環境パネル展開催事業 ・環境ふれあい教室開催事業 ・スクールエコニュース事業 ・子どもエコクラブ活動推進事業	多様な市民に対し、様々な機会による啓発事業の実施により、環境保全に対する意識向上と主体的な取り組みを促進する事業効果が得られた。	201	見直し
2	環境保全対策推進費	あり	0.8	0.0	0.0	本市における環境保全および創造を図るため、函館市環境基本条例に基づき、環境基本計画を策定し、同計画および各種個別計画等の推進により、環境施策の実効性を確保し、市民の意見、要望、取り組み事例等に配慮しながら、より具体的な取り組みを進めるものである。また、本市の環境の現状や施策の状況について広く市民に周知するため、年次報告として公表を行う。	函館市環境基本条例に基づき定めた環境基本計画や各種個別計画等の進行管理を行うことは、条例の基本理念の実現に向けた環境施策を検証するために必要である。また、市民の環境問題に対する意見、要望等の確認や環境状況等の情報の公表は、地域が一体となった取り組みを進めるうえで重要である。	・環境基本計画の策定および同計画、各種計画等の進行管理 ・環境モニター制度推進事業 ・環境白書作成事業	環境基本計画および各種個別計画等の進捗状況等を集約し、環境審議会や庁内会議に報告し検証することにより、的確な進行管理を進めることができた。また、環境モニターからの意見、要望等が得られ、アンケート結果は、環境目標の達成度評価の基礎データとして活用された。さらに、市内の環境の現況や環境施策の実施状況の公表により、市民の環境保全意識の向上に繋がっている。	926	見直し
3	全国都市清掃会議負担金	なし	0.1	0.0	0.0	本市の廃棄物処理の効率的運営および処理技術等の向上を図るため、廃棄物処理事業を実施している市区町村等が共同して、その事業の効率的な運営およびその技術の改善のための調査、研究等を行うことにより、清掃事業の円滑な推進を図り、もって住民の生活環境の保全および公衆衛生の向上に役立てることを目的に設立された「公益社団法人全国都市清掃会議」に加入している。	当該団体は、地方自治体の廃棄物行政が抱える共通の課題に取り組むとともに、国などに対する要望活動を実施するなど地方自治体の廃棄物行政の支援を行っており、有用な情報が得られるほか、本市も会員として、調査・研究に係る資料等の提出や当該団体を通じた国等への要望活動を行っていく必要がある。また、本市の使用済み乾電池処理について当該団体の実施事業の枠組みの中で実施しており、自己処理で行う場合より当該負担金額以上に廉価で実施できる。	・国等への要望書の作成・提出 ・調査、研究資料の作成・提出 ・負担金支払事務 ・提供情報等の收受および関係課等への通知	廃棄物処理に係る有用な情報の收受、当該団体等を通じた国への要望により容器包装リサイクル法における市町村に対する資金拠出金制度が創設され容器包装リサイクルに係る経費負担について一定の改善が図られたほか、廃棄物処理(乾電池処理)に係る費用の低減および廃棄物処理に係る研修会の受講機会が提供されるなど、本市廃棄物処理事業の効率的運営および処理技術の向上に繋がっている。	150	現行どおり
4	環境フェスティバル負担金	なし	1.0	0.0	0.0	市や町会連合会など、関係団体による実行委員会を設置し、ごみの減量や資源化への意識の醸成を図り、環境問題に対して1人でも多くの人に関心を持ってもらうことを目的に「はこだて・エコフェスタ」を開催しており、本負担金による支援のほか、構成員および事務局を担っている。	はこだて・エコフェスタは、ごみの減量や資源化について市民意識の醸成を図るためにも、必要な業務である。今後については、昨今のエコブームとも言える現状を踏まえ、エコに取り組む市民団体が増大しており、行政主体から市民団体主体へと移行していくことが理想であるが、さらなる循環型社会構築を促進するためには、負担金による支援のほか、構成員および事務局を担うことが必要である。	・「はこだて・エコフェスタ」の開催 ・舞台コーナー、展示コーナー、企業出展コーナー、体験学習コーナー、再生品愛用キャンペーン、古本販売、牛乳パックとティッシュ交換、ポイ捨て防止キャンペーン、レジ袋削減キャンペーン、リターナブルびん飲料の販売、リフォーム製品の展示と無料抽選会、フリーマーケット、エコカーブース等	「はこだて・エコフェスタ」は、環境問題に対して1人でも多くの市民に関心を持ってもらうことを目的に開催しており、毎年、幼児から高齢者まで幅広い年齢層の来場が多数(平成23年度:約7,000人)あり、大きな啓発効果が得られた。	800	見直し
5	一般廃棄物対策費	あり	4.6	0.0	0.0	廃棄物処理法においては、生活環境の保全および公衆衛生の向上の確保を目的としており、一般廃棄物を生活環境の保全上支障が生じないよう処理するために、区域内の一般廃棄物を管理し、適正な処理を確保する計画(以下「一般廃棄物処理計画」という。)を策定する。さらに、一般廃棄物処理計画に基づき、各種施策により、一般廃棄物の排出抑制および再資源化の推進を図る。	廃棄物処理法により、市は、一般廃棄物の総括的な処理責任を負っており、適正な処理が必要である。	・一般廃棄物処理計画作成業務 ①長期的視点に立った市町村の一般廃棄物処理の基本方針となる計画(基本計画)、②年度ごとに、一般廃棄物の排出の抑制、減量化・再生利用の推進等について定める計画(実施計画) ・一般廃棄物処理統計業務(排出量および処理量の実績の取りまとめ) ・一般廃棄物対策関係業務(廃棄物の再資源化方法等、事業系一般廃棄物の減量化等の検討・調整ほか) ・新廃棄物処理システム構築業務	廃棄物処理法に基づき、一般廃棄物処理計画を策定、進行管理を行い、一般廃棄物の適正な処理を確保している。	1,123	現行どおり
6	産業廃棄物対策費	あり	5.0	1.0	0.0	産業廃棄物処理施設の設置において、廃棄物処理法の規定により、専門的知識を有する者から生活環境保全に関する意見を聴くこと、ならびに排出事業者および産業廃棄物処理業者に対し、産業廃棄物の排出抑制ならびに適正な分別、保管、収集、運搬、再生および処分等の処理をさせることにより、生活環境の保全および公衆衛生の向上を図ることを目的とする。	産業廃棄物に関する事務は、本市が中核市であることから、法定受託事務として実施しなければならないものである。このため、廃棄物処理法の規定に基づき、地域の生活環境に責任を有する主体として、左記目的を達成するため産業廃棄物に関する事務を行うものである。	・適正処理の推進 (1)産業廃棄物処理業等の許認可業務、(2)産業廃棄物処理業者等の指導監督業務、(3)PCB特措法に基づくPCB保管事業者の指導監督業務、(4)自動車リサイクル法の登録・許可および指導監督業務、(5)建設リサイクル法に基づく指導業務 ・生活環境の保全を確保するための環境モニタリング調査 (1)不法投棄現場(三和廃棄物処理産業関係)の環境モニタリング調査(水質検査)、(2)産業廃棄物処理施設の設置許可を取り消した安定型最終処分場(函館クリーン産業関係)の環境モニタリング調査(水質検査) ・専門的知識を有する者からの意見聴取 ・廃棄物処理施設設置等専門委員会の開催	・適正処理の推進 産業廃棄物処理業者等に対する適正な指導監督業務および排出事業者への産業廃棄物に関するパンフレット配布により、産業廃棄物の適正処理の推進に寄与している。 ・環境モニタリング調査 不適正処理事案に対するモニタリング調査を行うことで、付近住民の安心・安全の確保に繋がっている。	1,409	現行どおり
7	分別推進対策費	あり	6.9	0.0	0.0	一般廃棄物の適正な分別の促進を図ることを目的とする。	一般廃棄物の適正処理および減量化・再資源化を促進するためには、排出者に対し、適正な分別・排出方法について周知し、指導する必要がある。	・一般廃棄物排出指導 ・集合住宅における事前協議 ・違反排出警告シール作成 ・ごみ組成分析調査	・排出指導による一般廃棄物の不適正排出等の改善に繋がっている。 ・集合住宅の事前協議による収集業務の円滑化に繋がっている。 ・ごみ組成分析調査結果を分別指導・広報啓発業務に活用している。	1,152	現行どおり
8	ごみ散乱防止対策費	あり	2.4	0.0	0.0	「函館市ごみの散乱防止に関する条例」に基づき、市民・事業者および市が一体となり、ごみの散乱やポイ捨てのない美しく快適な街づくりを目指した取り組みを進める。	「函館市ごみの散乱防止に関する条例」に基づき、市の責務としてごみの散乱を防止するための清掃活動および啓発活動の取り組みが必要であり、環境美化に繋がるものである。 なお、ごみ散乱防止ネット等購入費補助は、家庭ごみ有料化導入の際に開始した施策である。	・ボランティア清掃 ・函館港まつり後の翌朝清掃 ・ポイ捨て防止キャンペーン ・クリーン・ウォーキング大作戦 ・夏休みきれいな街づくり運動 ・環境美化促進地区啓発 ・自動販売機設置管理 ・ごみの散乱防止ネット・折りたたみ式収納かごの購入費補助	・ボランティア清掃の参加団体・人数が増加傾向にあり、市民一人ひとりの清掃美化への意識が醸成されている。 ・ネット・かごの購入費補助によりごみの飛散・散乱の防止が図られている。	888	廃止検討

内部仕分け調書

環境部

整理番号	予算事項名	根拠法令	配置職員数(人)			目的	必要性	内容	事業の成果	H24予算額(千円)	評価
			職員	嘱託	臨時						
9	ごみ減量化促進費	あり	1.0	0.0	0.0	市, 市民および事業者の責務のもと, 廃棄物の減量化・再資源化の促進を図ることを目的とする。	循環型社会を形成するために, 各家庭におけるごみの減量化・再資源化の取り組みのほか, 事業者による容器包装等排出抑制や再生品の使用促進, 次世代を担う子どもたちに資源の大切さや地球温暖化等の地球環境問題について理解を深める取り組みなどが必要である。 なお, 生ごみ堆肥化容器等購入費補助は, 第2次函館市一般廃棄物処理基本計画において, 生ごみの減量化・再資源化促進施策として, 購入費補助制度の継続による普及拡大を掲げているところである。	<ul style="list-style-type: none"> 生ごみ堆肥化容器・電動生ごみ処理機の購入費補助 生ごみ堆肥化講習会 環境にやさしいお店認定制度 環境教育副読本 	<ul style="list-style-type: none"> 生ごみ堆肥化容器・電動生ごみ処理機の購入費補助, 生ごみ堆肥化講習会により, 生ごみの減量化・堆肥化が図られ, ごみの収集運搬および処分にかかる費用の削減に寄与している。 環境にやさしいお店認定制度により, 包装容器廃棄物の排出抑制, 詰め替え商品・再生品の販売促進等の効果が得られた。 環境教育副読本により, 子供たちの環境問題に対する意識向上が図られている。 	2,137	廃止検討
10	広報推進費	あり	1.3	0.0	0.0	一般廃棄物の適正な分別・排出および減量化・再資源化を促進するために広報・啓発を行う。	一般廃棄物の適正な処理および減量化・再資源化の促進のため, 排出者に対し, その方策について広く情報を提供する必要がある。循環型社会の形成を一層推進していくためにも, 必要な業務である。	<ul style="list-style-type: none"> 家庭ごみ分別マニュアル作成・配布(視覚障がい者用点字版・録音版を含む。) ごみ収集日カレンダー作成・配布(視覚障がい者用点字版・録音版を含む。) 臨時収集チラシ作成・配布(視覚障がい者用点字版・録音版を含む。) 環境部ニュース作成・配布 ホームページ管理・運営 	<ul style="list-style-type: none"> 市民に対して, 家庭ごみの適正な分別・排出等およびごみの減量化・再資源化について広報啓発が図られ, ごみの収集日については地域により異なるが, 地域ごとのごみ収集日カレンダーを配布することで混乱を招くことなく適正な排出が図られている。 また, ごみ収集日カレンダーに広告スペースを確保し, 広告主を募集し掲載することにより財源を確保している。 	5,635	現行どおり
11	空間分煙関係経費	あり	0.0	0.0	0.0	受動喫煙防止のため, 環境部所管施設内において喫煙場所と非喫煙場所に区分し, 喫煙場所に空気清浄機をリースにより設置している。	職員および来庁者の健康への悪影響を排除するため, 当部施設における受動喫煙防止対策について, 分煙方法によることとしており, 喫煙場所から非喫煙場所にたばこの煙が流れ出ないようにする必要がある。	<ul style="list-style-type: none"> 空気清浄機賃借料支払業務 	喫煙場所と非喫煙場所を区分したうえ, 喫煙場所に空気清浄機を設置していることにより, 一定の受動喫煙防止が図られている。	522	見直し
12	貸与被服所要経費	あり	0.1	0.0	0.0	環境部職員の安全で能率的な作業環境の確保をするため。	執務に必要な作業服等の貸与は, 職員の安全衛生の確保および業務能率の向上を図るため必要である。	<ul style="list-style-type: none"> 函館市職員被服貸与規則等に基づき, 職務の執行上必要な作業服等を発注し, 対象職員に対し貸与する。(ごみまたはし尿の収集運搬作業, 処理作業等に従事する職員等に作業服(上下), 盛夏シャツ, 防寒服(上下), ゴム長靴, ブック靴等を貸与する。) 汚れた貸与被服についての定期的な洗濯業務発注 	職員の業務執行における安全衛生の確保および業務能率の向上を確保している。	4,112	現行どおり
13	清掃指導広報車等維持費	あり	0.6	0.3	0.0	清掃指導業務, ボランティア清掃に係るごみ収集運搬業務および事務連絡等に使用する車両の維持運営	旧函館市域における家庭ごみの不適正排出世帯への指導業務, ボランティア清掃に係るごみ収集運搬業務および事務連絡のため車両を使用しており, 当該車両について適正な管理を行う必要がある。	<ul style="list-style-type: none"> 車両維持管理 継続検査(車検)等修繕関連経費および燃料費等の支出, 運転日報の整理等 道路運送車両法に基づく定期点検整備(車検は外注) 車両修繕(大規模な修繕は外注) 	適正な車両維持運営により, ごみの不適正排出世帯等への排出指導やボランティア清掃等に係るごみ収集・運搬について迅速・確実な対応がなされ, 良好な生活環境の保全および公衆衛生の向上に繋がっている。	3,837	現行どおり
14	塵芥収集費・自動車維持運営費	あり	0.6	0.3	0.0	旧函館市域の家庭から排出される一般廃棄物の収集・運搬に使用する車両の維持運営	廃棄物処理法により, 市内で生ずる一般廃棄物については, 市が生活環境の保全上支障が生じないうちに収集・運搬および処分をしなければならないことから, 家庭ごみの収集・運搬業務について, 市直営および業務委託により実施しており, 当該直営業務に使用する車両について適正な管理を行う必要がある。	<ul style="list-style-type: none"> 車両維持管理 継続検査(車検)等修繕関連経費および燃料費等の支出, 運転日報の整理等 道路運送車両法に基づく定期点検整備(車検は外注) 車両修繕(大規模な修繕は外注) 	適正な車両維持運営により, 家庭ごみ収集運搬業務について, 市民生活に支障が生じないよう円滑かつ確実に行われ, 良好な生活環境の保全および公衆衛生の向上に繋がっている。	10,631	現行どおり
15	使用済み乾電池処理費	あり	0.2	0.0	0.0	廃棄物の適正処理および再資源化を図るため, 使用済み乾電池について分別収集をしたうえ, 適正な処理をする。	一部に水銀が含有されている使用済み乾電池について, 適正処理および再資源化を図るため, 民間事業者へ運搬および処理を委託する。	<ul style="list-style-type: none"> 使用済み乾電池処理業務(委託) 委託契約業務 収集計画業務 収集運搬指示業務 	使用済み乾電池が適正に処理されるとともに, 再資源化が図られている。	4,861	現行どおり
16	公衆ごみ容器維持費	あり	0.1	0.0	0.0	主に観光地区に公衆ごみ容器を設置し, ごみのポイ捨ての防止を図り, 環境美化を維持する。	観光客など不特定多数の者が往来することから, ごみのポイ捨てが多く発生すると考えられる地区の環境美化を維持するため, 公衆ごみ容器を設置し, ごみの散乱を防止する必要がある。	<ul style="list-style-type: none"> 公衆ごみ容器維持管理業務(委託) 維持管理報奨金支払業務 消耗品購入業務 消耗品配布業務 道路占用申請業務 	周辺町会の協力などにより, 効率的にごみの散乱を防止し, 環境美化が維持されている。	1,114	廃止検討

内部仕分け調書

環境部

整理番号	予算事項名	根拠法令	配置職員数(人)			目的	必要性	内容	事業の成果	H24予算額(千円)	評価
			職員	嘱託	臨時						
17	廃棄物最終処分場維持運営費・自動車維持運営費	あり	0.3	0.1	0.0	七五郎沢廃棄物最終処分場の維持管理に使用する市保有車両の維持運営	<p>廃棄物処理法により、市内で生じる一般廃棄物については、市が生活環境の保全上支障が生じないうちに収集・運搬および処分をしなければならないことから、七五郎沢廃棄物最終処分場で最終処分(埋立)業務に使用する車両について適正な管理を行う必要がある。</p>	<p>車両維持管理 ・継続検査(車検)等修繕関連経費および燃料費等の支出、運転日報の整理等 ・道路運送車両法に基づく定期点検整備(車検は外注) ・車両修繕(大規模な修繕は外注)</p>	<p>適正な車両維持運営により、ごみ処理について、安定かつ適正に行われ、施設の延命化および周辺環境を含めた生活環境の保全に繋がっている。</p>	5,661	現行どおり
18	リサイクルセンター維持管理経費・自動車維持運営費	あり	0.1	0.1	0.0	リサイクルセンターにおいて缶・びん・ペットボトルの再商品化に向けた中間処理(選別、圧縮、破碎、梱包)に使用する市保有車両の維持管理	<p>廃棄物処理法により、市内で生ずる一般廃棄物の処理については市の責務であり、そのうち容器包装廃棄物である缶・びん・ペットボトルを、容器包装リサイクル法に基づき再商品化を図るため、リサイクルセンターで中間処理業務に使用する車両について適正な管理を行う必要がある。</p>	<p>車両維持管理 ・継続検査(車検)等修繕関連経費および燃料費等の支出、運転日報の整理等 ・道路運送車両法に基づく定期点検整備(車検は外注) ・車両修繕(大規模な修繕は外注)</p>	<p>適正な車両維持運営により、缶・びん・ペットボトルの中間処理について、安定かつ適正に行われ、廃棄物の再商品化に繋がっている。</p>	3,088	現行どおり
19	その他プラスチック等中間処理費	あり	1.0	0.0	0.0	循環型社会の構築を目的として、市内で生ずる一般廃棄物のうちプラスチック製容器包装廃棄物について、民間設置の函館プラスチック処理センターにおいて中間処理(選別、圧縮、梱包等)を行い、再商品化事業者へ引き渡す。	<p>廃棄物処理法により、市内で生ずる一般廃棄物の処理については市の責務であり、そのうちプラスチック製容器包装廃棄物について、容器包装リサイクル法に基づき再商品化を図るため、当該法等の各基準を遵守した適正な中間処理が可能な民間事業者へ処理委託するとともに、その他プラスチック製容器包装について同法に定められた法人へ再商品化委託をするものである。</p>	<p>容器包装廃棄物中間処理業務 ・中間処理(選別、圧縮、梱包、保管) ・中間処理委託業務、支払業務、市有地貸付業務 容器包装廃棄物再商品化業務 ・再商品化事業者との委託契約業務、支払業務 ・指定法人との再商品化委託業務、支払業務 ・指定法人へ容器包装廃棄物の収集量等の報告 国、道への報告業務等</p>	<p>プラスチック製容器包装廃棄物の適正かつ安定的な中間処理および再商品化を行うことにより、廃棄物の再商品化が図られているうえ、平成23年度では再生利用品売却収入など約6,400万円の収入を得られた。</p>	108,927	見直し
20	し尿収集費・自動車維持運営費	あり	0.3	0.1	0.0	旧函館市域の家庭から排出される一般廃棄物(し尿)の収集・運搬に使用する車両の維持運営	<p>廃棄物処理法により、市内で生ずる一般廃棄物については、市が生活環境の保全上支障が生じないうちに収集・運搬および処分をしなければならないことから、家庭から排出されるし尿の収集・運搬について、市直営および業務委託により実施しており、当該直営業務に使用する車両について適正な管理を行う必要がある。</p>	<p>車両維持管理 ・継続検査(車検)等修繕関連経費および燃料費等の支出、運転日報の整理等 ・道路運送車両法に基づく定期点検整備(車検は外注) ・車両修繕(大規模な修繕は外注)</p>	<p>適正な車両維持運営により、し尿収集運搬業務について、市民生活に支障が生じないよう円滑かつ確実に行われ、良好な生活環境の保全および公衆衛生の向上に繋がっている。</p>	3,885	現行どおり